（国庫納付金の納付の手続）

第三条　機構は、法第十七条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この条から第五条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2　厚生労働大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第四条　国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第五条　国庫納付金は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、一般会計又は労働保険特別会計雇用勘定に帰属させるものとする。

（他の法令の準用）

第六条　次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項

二　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号

三　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号

四　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号

五　景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項

六　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

七　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二条第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（控除する額の算定方法）

第二条　法附則第五条第四項の規定により控除する額は、毎事業年度、同項に規定する対象資産の処分に要する費用を勘案して定めるものとする。

（国庫納付金の納付の手続等）

第三条　機構は、法附則第五条第四項及び第七項の規定による納付金（以下「宿舎等勘定に係る国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、あらかじめ、当該宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算書にこれらの規定による処分に係る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3　宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特別会計雇用勘定に帰属する。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○厚生労働省令第六十九号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）、独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十三年六月十日　厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条―第十九条）
附則

第一章　関係省令の整備

（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の廃止）

第一条　独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二十二号。以下「能開機構財会省令」という。）は廃止する。

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令

第一条中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に、「又は第二項」を「若しくは第二項又は第四十六条の三第一項」に、「の規定」を「又は第四十六条の三の規定」に改める。

第一条の二第一号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に、「第十一条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十一条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第十一条第一項第三号」を「第十四条第一項第四号」に改め、同条第四号中「第十一条第一項第五号」を「第十四条第一項第六号」に改め、同条第五号中「第十一条第一項第六号」を「第十四条第一項第七号」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　機構法第十四条第一項第七号に規定する施設の設置及び運営に関する事項

第三条第三号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第九条中「第十三条」を「第十六条」に改める。

第十条中「第十三条第一号」を「第十六条第一号」に改め、同条第一号中「第十一条第一号から第三号まで」を「第十四条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二号中「第十一条第四号」を「第十四条第一項第四号」に、「これら」を「これ」に改める。

第十二条の二中「第四十六条の二第二項」の下に「又は第四十六条の三第三項」を加える。

第十四条の次に次の五条を加える。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十四条の二　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として厚生労働大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由